

議会広報不掲載問題でさらに問題が!!

市長の蝦名後援会からの借金が記載漏れ

(資産公開報告書)

平成21年	500万円
22年	500万円
23年	500万円
24年	全額返済
25年	500万円
26年	850万円

本会議で松永議員が質問、その後、委員会でも村上議員が追及し、市長が自らの後援会から借金をしていたのに、その内容が市長の資産公開報告書に記載されていないことが判明、市長は陳謝しました。

市長の説明では市長・議員の「給料」は報酬という扱いのため、金融機関は収入と認めず、金融機関からの借金ができないので、万が一のときの「枠取り」として借金したものの、実際は使っていないと、答弁しました。

今度は市長の政治資金問題を追及した松永質問も掲載しない!?

市長の条例違反追及も掲載拒否

しかも、こうした問題を追及した本会議での松永議員の質問も、クリアアップ問題の梅津議員の質問同様、今回の「議会広報」には掲載しないと圧力をかけています。

広報委員長は、「犯罪でもないし」と言いますが、資産公開報告書に正しく記載することは条例上の義務です。市長が違反したことは明白です。

二重三重に、共産党の質問は「議会広報」に掲載しないというところでもない事態に発展しています。

今回の問題について、北海道新聞は、「広報不掲載、他市『事例ない』」「専門家『忠実に伝えるの役割』」「口出しは反感招くだけ」と厳しく批判し、「それこそ民主政治の土台を掘りくずすことにつながります」と警鐘を鳴らしています。

